

○佐々木（紀）主査代理 次に、安藤裕君。

○安藤（裕）分科員 自民党の安藤裕でございます。

今日は質問の機会をいただきましてありがとうございます。梶山大臣、本当に長丁場でございますがお疲れさまでございます。よろしく申し上げます。

まず、コロナ対策について伺いたいと思います。

このコロナも1年以上に及んでまいりまして、様々な事業者本当に大きな影響が出てきております。今、持続化給付金とか、あるいは家賃支援給付金のような形で支援は行われておりまして、そしてまた資金繰りの面も様々な融資の形で行われておりますけれども、然は然り乍ら、なかなか事業者の皆さん、苦しい状況があります。2月19日付の日経新聞には、宿泊業の85%が減収を補えないというニュースも載っております。これは当然で、政府の一時支援金を受け取っても売上げの減少分が補えないことが分かったと。これは言うまでもないことございまして、事業者、法人に対して60万円の一時金をもらったところでとても補えないというのはこれは当然であります。

そしてまた、先日自民党内でも集客、エンタメ業界の皆様方からヒアリングを行いましたけれども、その皆さん方の集計によると、蒸発してしまった売上げが自分たちのところだけで7千800億円あると。関連する様々な消費を含めれば10兆円の売上げが消失をしている、蒸発をしているわけですね。こんな中でどうやって事業を継続していくのかというのは、これはやはり喫緊の課題だというふうに思います。

そして私は、従来からこれは持続化給付金等ではとても足りないもので、粗利補償、事業規模に応じて、例えば2020年の同月、2020年の同期、まさにコロナがない時期の利益と、それから今期、1年間もうたちましたから、1年やったところの利益との差額、これをコロナによる損失とみなしてこの部分をもう給付で政府が出すという、こういった粗利補償みたいな考え方をずっと以前からやってくるべきだというふうに考えておりますが、今現在中小企業庁あるいは経産省の方で、この持続化給付金の大幅な拡充のようなことを考えているかどうかについてまずお伺いをしたいと思います。

○飯田政府参考人 お答え申し上げます。

今粗利についてのお考えを御提案いただきました。

一時支援金につきまして、売上高に応じて給付額を算定するというところで今委員御指摘がありましたように、上限、法人、個人、それぞれ60万、30万ということでございます。御指摘のように粗利に応じて算定する方式に変更いたしますと、今この給付金につきましては、税務申告をベースにやってございますけれども仕入れ額を把握することができません。したがって、例えば不正なんかも起こりやすいのではないかとということでもあります。仮に仕入れを確認しようと思うと膨大な帳票の真正性を確認する必要などがあって、迅速な審査や給付がなかなか難しいんじゃないかなというふうに考えてございます。

私どもといたしましては一時支援金以外にも雇用調整助成金でございますとか、あるいは実質無利子無担保の融資の無利子枠の拡充、資本金劣後ローン、それから補助金につきましても事業再構築補助金や持続化補助金など、様々な政策を講じているところでございます。

こうした支援策を総動員いたしまして、中小企業、小規模事業者の事業継続を支えていきたいというふうに考えております。

○安藤(裕)分科員 おっしゃることは分かるんですが、ただ、もう1年たちます。それで個人事業主の方は今確定申告が始まります。

それから法人の皆さんもいろいろな各月、決算がありますけれども、12月決算の法人はもう2月申告ですし、3月決算の法人もいよいよ決算の準備をしていくということになります。もうこのコロナの影響は1年間に及びます。

言ってみれば仕入れ額の算定とか、そういったことをやらなくても税務申告ベースで課税所得の差額をコロナによる減収と見なすぐらいの大胆な仕切りもできると思うんですね。そしてその審査は、それこそ税務申告等は税理士とか公認会計士が代行してやっている場合が多いので、まさにそういう職業会計士の皆さんの御協力を得ながらやっていけば役所の負担も相当軽減できるし、それから、いろいろな不正行為というものが入ってくる余地も相当減らすことができると思います。

今、今日この場で、やりますと言うことはできない、そういう対応はできないとは思いますが、是非御検討をお願いをしたいと思っております。

何ととっても、これから日本経済がコロナ後V字回復をしていくためには、このコロナによる負債を各事業者に背負わせておいては、本当に重たい荷物を背負って、これからまずその荷物を下ろしてから次へ行かなきゃいけないという状況と、荷物は背負わせません、ただ、取りあえず今この状況は我慢してください、耐えてください、その後にはしっかりとV字回復するだけの支援をしますから、そういった強いメッセージを政府は出す必要があるというふうに強く思っておりますので是非この御検討をお願いをしたいと思っております。

それから、次にこのV字回復についてですけれども、消費税について取り上げたいと思っております。

今消費税は、いわゆる公式的に預り金的性格を持つ税であると。つまり売上げに消費税分を乗っけて消費者に販売をして、事業者はその乗った消費税分を消費者から預かって、それを税務所に納税するから事業者の損益には影響がないという説明をされておりますけれども、実際にこれは転嫁が100%できていれば確かに事業者の損益には影響がないと思っておりますが、これが転嫁できなかった場合には事業者は自らの利益を削って消費税を納税しなくてはならないということになります。したがってこの消費税の転嫁ができていないかどうかというのは非常に大きな論点だと思うんですね。

しかし、今経産省でもその調査を行っていると思っておりますけれども、この経産省の調査と、それから商工会議所も独自の調査を行っていると思っておりますが、その数値にどうも乖離があると思うんです。

これは、皆さん方にも今日資料をお手元にお配りしておりますけれども是非その数字を見ていただきたいと思っておりますが、経産省の数字だと、転嫁できているという事業者がかなり多く出ていて、商工会議所のデータだと特にB to Cについては低めに出ていると思っておりますが、この数値の乖離についてまず経産省の御認識をお伺いしたいと思っております。

○飯田政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、今日資料も配付していただいておりますけれども、日本商工会議所の直近の2019年5月に実施いたしましたヒアリング調査では、消費税を転嫁できると回答した事業者の割合は事業者間取

引では 76.4%、消費者向け取引では 64.6%となっております。中小企業庁、同時期に 2019 年 6 月に実施したモニタリング調査では、それぞれ 86.6%、76.8%となっております数字に違いがございます。

これは、日本商工会議所の調査が会員企業約三千者に対する経営指導員などによるヒアリング調査であるの対しまして、中小企業庁の調査は無作為抽出した 4 万者の中小企業に対する書面調査でございます。調査の実施方法が異なっておりますのでそれが一因だというふうに考えてございます。

調査手法が異なりますのでその結果も異なったものとなっておりますけれども、いずれにしましても委員が御指摘のとおり消費税転嫁がしっかり行われるということは非常に重要だと思っております、こうした調査に加えまして、中企庁では更なる実態把握のために全国 630 万者に対する悉皆調査、あるいは転嫁Gメンによるヒアリングなども行ってございます。

あくまでもこれは私どもが行った直近のモニタリング調査でございますけれども、いずれの数字も改善をしてございまして、消費税を全て転嫁できると回答した事業者の割合も、事業者間取引では 89.8%、消費者向け取引では 81.9%というふうになってございますけれども、引き続き消費税転嫁対策特別措置法に基づく厳しい監視、取締りを実施してまいりたいというふうに思っております。

○安藤（裕）分科員 ありがとうございます。

私は、肌感覚では商工会議所の調査の方が恐らく実態に近いのではないかとというふうに非常に強く思います。

経産省の調査でも BtoB で 86.6%が転嫁ができていて、BtoC で 76.8%が転嫁ができていてということでしたけれども、裏を返せばBtoCでは 24%ほどが転嫁できていないということになるわけですね。これは商工会議所の調査だと、64.6%がBtoCにおいては転嫁ができていたから 35%ほどが転嫁できていないということになります。

つまり、それだけの事業者が自らの利益を削って納税しているわけですね。したがって、この現状は相当中小企業政策を所管する中小企業庁、あるいは経産省としては非常に重たく認識をしなきゃいけないと思っております。

そしてそんな中で先日、一部大企業が減資をするというニュースが出てきています。これは資本金を 1 億円に減資をして、そうすると税制上の優遇措置が受けられるということですね。

例えば、法人税の軽減税率の対象になるとか、あるいは事業税の外形標準課税の対象から外れるというふうな税制上の利益が得られるということがありますが、あるいは欠損金の繰越控除が大分受けられるようになるとか、そういった税制上のメリットもあるわけですが、外形標準課税というところに注目をして、ちょっとこの消費税について議論をしていきたいと思っておりますけれども。

この事業税の外形標準課税が中小企業に対して適用除外をされているというのは、これは赤字の企業に対しても、ただこの事業の規模に応じて付加価値に応じて課税をするというのは、これは余りにも酷ではないかということでこれは適用除外になっているわけです。

そして、じゃあ今消費税はどうなっているかという、コロナで今大変な状況に陥っている中小企業の皆さん方は日銭を稼がなきゃいけないので消費税が転嫁できているとかできていないとかということ一度外視をして、とにかくテイクアウトのいろいろなものを売ったりとか、いろいろな商品を売ったりして日々の現金を手に入れようという行動をしています。したがって、今消費税が転嫁できるとか転嫁できていないとかそういうレベルではなくて、とにかく日銭を稼がなきゃいけない、そういう思いで必死

で努力をしていると思うんですね。

しかし、消費税というのはそういった必死の努力をしている皆さん方にも、取りあえずこの売上げには10%ないしは8%の消費税が乗っているんだから、それは納税しなきゃいけないという、いわば売上げに対して課税をする外形標準課税的な側面が非常に強く出てきているというふうに思います。

これからコロナでV字回復をしていかなきゃいけないのに、この消費税というものは、今言いたみたい売上げに消費税が乗せられていなくても納税しなきゃいけない、つまり存在するだけで赤字企業に対しては赤字幅を拡大するという効果があります。あるいは、売値に消費税分を乗けて販売をすると、当然消費者側にとっては購買力が損なわれるのでそういう意味でも売上げが失われるということになります。

したがって、消費税というのはどっちにしても乗っけなくても自分の赤字を拡大するし、売上げに転嫁したところで消費が伸びないので結局自分の売上げが伸びないという非常にジレンマを抱えている税制だと言わざるを得ないと思います。

今、いろいろ消費税は社会保障の財源に充てられているとか、そんなことを言われますけれども取りあえず今経済を再生させなきゃいけないという観点から、この消費税、当分の間でも、例えば3年間でもいいですから適用除外、当分適用を停止する、そんなような提案を経産省から要望するということを是非考えていただきたいと思いますが今の見解を伺いたいと思います。

○**飯田政府参考人** 消費税についてのお尋ねでございます。

消費税につきましては、御指摘のとおり社会保障サービスの維持にとって重要なものだということで、これは政府としての考え方でございます。

ただ、委員御指摘のとおり中小企業の皆様、非常に厳しい経営状況に置かれているということでございますので、事業継続ですとか経営再建、これは全力で支えていきたいというふうに思っております。

例えばいろいろやっておりますけれども、雇用調整助成金の特例の延長というのもありますけれども、私どもといたしましては実質無利子無担保融資の延長、それから上限額の引上げ、また、一時支援金というものを今回措置しようと思っております。それから新分野展開ですとか業態転換、こういった新しいところにチャレンジされる方々への事業再構築補助金、これも準備を進めております。それから、ものづくり補助金などを始めとした中小企業の生産性革命推進事業、さらに事業承継関係のいろいろな税制ですとか補助金でございますとか、こういったものを通じまして引き続き支援してまいりたいというふうに思っております。

○**安藤(裕)分科員** 引き続き支援はこれは当然だと思うんですが、中小企業の経営に対して非常に大きな悪影響を与えているのが消費税であるということは数字でも明らかだと思うんですね。ましてや非常時ですから、これを中小企業支援という立場から是非経産省でも今後検討していただきたいというふうに思います。

それで次の論点に行きたいんですけども、電力のことについてお伺いをしたいと思います。

2021年の冬、かなり電力需給について逼迫状況でありました。本当に危機的状況だったというふうに思いますけれども、まずこの冬の電力の需給関係の実態についてお伺いをしたいと思います。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘のように、2021年の年初から1月上旬にかけて電力が全国的に需給が逼迫するような状況になりました。

これに対しましては電力会社によりまして、火力発電所のフル稼働ですとか、電力広域的運営推進機関を通じまして、全国の融通をすることによって広域的には安定供給が確保できるような状況になりましたけれども、いわゆる電力のシステム改革後、初めて日本の電力会社が全員一緒になって一体的に取り組まなきゃいけない、そういうような状況にあったところでございます。

この要因について今、審議会の中で検証し、今後に向けてやっているところでございますが幾つかの要因が複合的に重なったところかと認識しております。

まず需要面で申し上げますと、強い寒波が断続的に流入いたしまして全国の平均気温が1月前半において平年より2度低い状況、これを受けて、電力需要は2020年から大体10%ぐらい増えておりかなり高い水準が断続的に続いたということ。

一方、供給面を考えますとLNGの在庫というのが1つ課題として浮き彫りとなりました。最初の寒波というのが12月の中旬ぐらいにあったわけですが、ここでの需要を受けて1か月で約40%この在庫が減少した。そのことがその後のLNGの火力の稼働に制約がかかる状態になってしまったものですから、火力をベースとしました供給力に課題が生じた。

同時に、日本、中国、韓国等LNG需要が非常に増大してございます。パナマ運河でのコロナ対応の検査手続も増加しておりまして、なかなか短期的な、機動的な在庫の積み増しも難しかったということも要因として挙げられるところだと思います。

また、背景には石油火力が2014年から5年間で大体1千万キロワットぐらい廃止しておりますし、火力発電所の休廃止、さらに原子力発電所の停止など供給力面の低下という中で太陽光が増大しておりますので、全体としての再エネの発電量はあるんですけれども、日によった違いによってこの変動に対する対応について難しい面があった。

このように様々な問題が今回の課題になっているところでございます。

安定供給というのは非常に重要な課題だと思っております。審議会の中でこれに対する対応策は検討していきたいというふうに考えてございます。

○安藤（裕）分科員 ありがとうございます。

様々な努力をしていただいて何とか大停電という状況は免れたということでもありますけれども、今日もいろいろな方が質疑の中で、この電力の自由化については問題意識を持って質問されていると思います。

やはり私は電力というものはかなり投資をしなくてはいけないものだと思いますし、巨額な投資と、それからその投資に対する回収保証というものが非常に重要視されていると思います。

かつて電力の鬼と言われた松永安左エ門という方がいらっしゃいますけれども、電力事業はファイナンスであるというふうに言っておられまして、まさに資金を調達をして、そして巨額な投資を実現することができないと電力事業の安定はないということを言われておりましたし、巨額な投資をするためにはちゃんと投資を回収できるだけの保証がないとそういったものがやれないということで、そういった意味で投資回収保証と総括原価方式というものは日本の電力事業には導入をされていたんだろうという

ふうに思います。

今一部この総括原価方式はまだ残されているとはいうものの、例えば今お話に出たLNGのようなそういった燃料を、じゃあもっと余分を買っておかなきゃいけないとか、またあるいは発電所も余分に用意しておかなきゃいけないとか、そういったバックアップの様々な設備投資というものはこれからも必要になってくると思います。

またあるいは、エネルギー基本計画でいろいろな電源を分散的に確保していかなくちゃいけないということになると、自由化をしていたら、じゃあ自動的にそのエネルギー基本計画どおりの電源構成が達成できるのか、といったらこれもなかなかそんなはずはないだろうと思うのが普通の考え方だと思うんですね。

したがって、そんな中で電力自由化というものが始まって様々な課題が今出てきているというふうに思います。その電力自由化と、それからエネルギーミックス等のこのエネルギー基本計画等との関係性について、今現状の経産省の見解をお伺いしたいと思います。

○宗清大臣政務官 お答えをさせていただきます。

先生から先ほど御指摘のとおり、今般の電力需給逼迫では、火力発電所、これがフル稼働してしのいでおりますけれども、我が国の発電所の設備というのは、老朽化、これが進んでおりまして、新規投資もこれは停滞をしている状況でございます。持続的な電力の安定供給を確保しつつ、2050年カーボンニュートラルを実現していくためには、老朽電源に依存し続けることというのはもう困難でございます。脱炭素化、これを前提といたしまして、電源の新規投資を促進をしていく必要がございます。

電力の自由化前は、先生御指摘のとおり、料金規制がございまして、事業者が安定的に料金を回収、これが可能でございまして、巨額の設備投資ができたわけでございますけれども、自由化された中では、発電事業者が、長期的な予見可能性は低下をして、電源投資が進まない可能性もございます。

こういった議論を踏まえまして、2021年1月に、2050年カーボンニュートラル目標と安定供給の両立に向けた電源投資促進のための電力市場の整備の検討を梶山大臣から事務方に指示をいたしまして、資源エネルギー庁の審議会において、検討を今現在深めているところでございます。

安藤先生の御指摘を踏まえまして、近く開催いたします審議会において、電源の投資促進に向けて、投資を行う事業者に長期的な予見可能性を付与するような制度の在り方について、スピード感を持って検討してまいります。

○安藤（裕）分科員 ありがとうございます。

本当にその問題意識で取り組んでいただきたいと思います。

これは、松永安左エ門さんの自伝にこういうことが書いてあるんですね。「動力時代となると、大資本の下に、大規模の大経営となし、広大な範囲にわたる連携を構成し、大容量の電力を数百マイルを隔てた地方に授受するにあらざれば、低廉良質の電力を供給し得ず、産業の興隆に弊害を生ぜしむる。したがって集中統一、かつ相互連絡に基づく大経営とならざるを得ない」ということをおっしゃっておられます。

この時代は、まだ水力発電もかなり有力な電源で、なので、遠方から運んでこなくちゃいけないということもあったんだと思います。今は、原子力も、今止まっている原子力もあるし、あるいは小水力発電とか、様々な電源が今いろいろな状況で活用することができる時代になっています。

やはり、今の時代に応じた様々な電源が安定的にいろいろ開発がされて、そして、1つのエネルギー源に頼らないような、是非いろいろなものを使った安定的な電力供給というものを実現をしていただきたいと思います。

それから、デジタル化が推進されるということが今非常に大きな政府目標になっておりますけれども、そんな中で、デジタル化が推進されればされるほど絶対に停電は許されないという状況になります。そういった意味でも、事前の防災と、それから万が一停電したときの復旧を早急にする体制を整える、これは双方求められていると思います。

2018年には、北海道で大規模な停電、ブラックアウトが起きましたし、あるいは、その翌年の2019年には、台風によって千葉県でかなり長期間停電が発生するということがありました。やはり、デジタル化が進めば、特にキャッシュレスなんかも進んでしまえば、これは停電しただけで買物すらできないという、まさに国民生活の根本が脅かされるという状況になると思います。

今まで以上に災害に強い電力供給体制というのを求められると思いますが、今の事前防災とそれから事後の復旧体制に対しての経産省の見解をお伺いしたいと思います。

○**太田政府参考人** お答え申し上げます。

送配電事業者及びその関連会社は日頃より災害に備えた電力インフラの強靱化に努めておりますが、それでもなお、台風などの災害によって生じる停電の早期解消のためには、他のエリアの送配電事業者、それから地方公共団体、あるいは自衛隊といった関連機関との連携体制を構築すること、それが実際にうまく機能しているかどうか、災害を想定した訓練を行うこと、そういった事前の備えが重要になります。

政府としましては、災害時における倒木の処理や電源車の派遣などに関する協力を盛り込んだ地方自治体と電力会社との連携協定の締結を働きかける、あるいは、病院などの重要施設、その周辺において、地方自治体と電力会社が協定を締結しまして森林整備を行うことで災害の未然防止につなげる取組を支援する、こうした取組を通じまして、送配電事業者と自治体の連携をサポートしてまいります。

また、改正電気事業法では、地方公共団体や自治体などの関係機関との連携に関する事項を記載した災害時連携計画を送配電事業者が共同して策定することを義務づけております。

こうした取組を通じまして、災害への備えに万全を期してまいります。

○**安藤（裕）分科員** ありがとうございます。

今は、各大手の電力事業者が、俺たちが日本人の生活を支えているんだという強い使命感で復旧にも取り組んでおられるように感じます。これは電力会社だけではなくて、各協力会社の皆さん方もそういう強い使命感があると思うんですが、これがもし損なわれるようなことになると、復旧がなかなかできないという状況になってしまっただけでは本当に日本人の生活に大きな支障を与えると思うので、是非これからも、事前の防災もそうですし、それから事後の復旧体制も万全を期していただきたいと思います。

それから、最後の質問になると思いますが、洋上風力発電をこれから主力電源に位置づけるということが今目標となっておりますけれども、今、洋上風力発電の部品が国内では生産できないという状況になっています。これの国内生産を目指すのかどうかということ。

それから、先日、東芝とGEが洋上風力発電について連携をするというニュースがありましたが、東芝

は日本企業のようなイメージがありますけれども、株主が外国法人等が 62%を占めていて、もはや外資というふうな言い方もできるんじゃないかと思います。

そういった東芝に限らず、自由な資本主義の中で、各会社が日本に生産拠点を置くということをずっと決め続けてくれればいいですけども、そういうことを政府から強制するわけにもいかない、そんな中で国内供給をきちんとキープするためにはどのような政策が必要とお考えかをお伺いしたいと思います。

○茂木政府参考人 洋上風力発電は、これは再エネ主力電源化の鍵でございますが、日本の風車メーカー、既に製造から全て撤退をしましてしております。

ただ、先ほど委員からも御指摘がありました、日本にもポテンシャルのあるサプライヤーはたくさんいらっしゃいます、これは部品も含めて、たくさんいらっしゃいます。これらの企業も併せて発展させる形にするために、やはり、欧州の風車メーカーを始めとした世界で闘っているメーカーをしっかりとアジアの拠点として日本国内に誘致してくる。これによって、部品数が 3 万点近くにも及びますサプライチェーンを国内に築いていくということを進めていきたいと思っております。

具体的には、洋上風力ビジョンというのを 2020 年 12 月に策定しましたが、この中で、政府が導入目標を示すとともに、産業界の方では国内調達目標も設定していただいております。こうした取組を通じまして、魅力的な国内市場を創出して、強靱な国内のサプライチェーンをつくっていきたいと思っております。

また、再エネ海域利用法という法律に基づきまして、今、各海域の公募をやっております。この公募の中で、例えば災害ですとか事故があったときに、迅速に部品の調達ですとか修繕とか、こういったものが可能になる、これはすなわち安定供給ということになります、こうした電力の安定供給の観点から発電事業者の取組をしっかりと評価令する、こうした取組によって、国内のサプライチェーンの強靱化を促してまいりたいと考えております。

○安藤（裕）分科員 ありがとうございます。

引き続き、国民のために、安定した電力網の供給に尽力をしていただきたいと思います。

終わります。ありがとうございます。